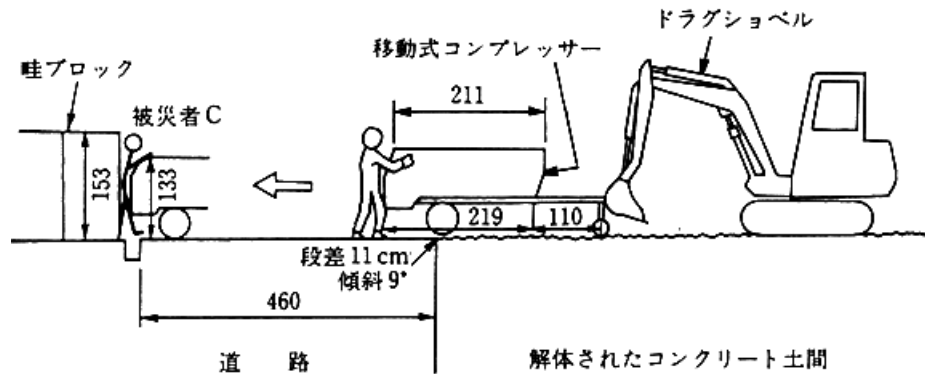


ドラグ・ショベルにより荷を移動中、畦ブロックに挟まれる



この災害は、移動式コンプレッサーをドラグ・ショベルのバケットで押して移動させた際、移動式コンプレッサーが逸走し、畦ブロックとの間に作業員が挟まれたものである。本工事は、工場建替工事であり、コンクリートの解体工事により生じたコンクリート破片を、機体重量 2 トンのドラグ・ショベルを用いてダンプに積み込み、搬出するところであった。

工事を始めるにあたって、ドラグ・ショベルの前方にコンクリートの解体に使用していた移動式コンプレッサーが置かれており、作業に支障をきたすため近くの空き地へ移動することにした。

はじめ A、B、C の作業員 3 名で移動式コンプレッサーを人力で押そうと移動を試みたが、解体されたコンクリート土間と道路の間に、約 10cm の段差が生じていたため、移動式コンプレッサーのタイヤがその段差を乗り越えられなかった。そこで、A の指示によりドラグ・ショベルを用いて移動することになった。

移動式コンプレッサーの逸走を防止するため B が歯止めを置き、B は移動式コンプレッサーの左側に、C は右後角にそれぞれ立ち、A がドラグ・ショベルの運転を行った。移動式コンプレッサーに設けられた牽引用のフックをドラグ・ショベルのバケットで押したところ、段差を乗り越え 1 度は歯止めで停止しかけたが、勢いがついていたのに加え、道路面が進行方向に 9 度下り傾斜していたため、タイヤが歯止めを乗り越えた。移動式コンプレッサーの後方約 4m には畦ブロックが積み重ねてあった。そのまま移動式コンプレッサーが逸走すれば畦ブロックに激突してしまうので、C は移動式コンプレッサーの後方に回り停止しようとしたが、移動式コンプレッサーに押され畦ブロックとの間に挟まれた。移動式コンプレッサーの後部にはブレーカー用のエアホースを持続したマニホールドコックがあった。

なおドラグ・ショベルを運転していた A は過去に車両系建設機械に関する特別教育、技能講習等を修了した実績はなかった。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 移動式コンプレッサーを移動する際に、逸走を防止するための措置が不十分であったこと。
- 2 ドラグ・ショベルを運転する者が必要な教育を受けておらず、また、誤った作業方法で作業を進めたこと。
- 3 作業者が移動式コンプレッサーの進行方向に入っていたこと。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 移動式コンプレッサーを移動する際は、逸走を防止するための措置を十分に講じること。
- 2 ドラグ・ショベルを運転する者に対して労働安全衛生法に定める特別教育を行うこと。
- 3 ドラグ・ショベルを用いて作業を行う場合には、あらかじめ作業者の配置位置、支持ロープの使用等、適切な作業方法を定め、当該作業者の作業内容を関係作業者に周知し、作業を行うこと。